

就 職

1. 就職指導と就職斡旋細則

学生の就職指導と斡旋ならびに企業等に対する本学のPR、就職先開拓のため、学内にキャリア支援センター・就職課、就職委員会が設けられています。

キャリア支援センター・就職課では、就職を希望する学生に対して、就職活動準備講座（筆記試験対策・各種業界研究・面接対策研修・エントリーシート対策・履歴書対策等）、就職ガイダンスを行い、個別相談にも応じています。また、学生は、希望の企業に応募することはもちろん、本人の学力・能力・性格・学ぶ姿勢により『学校推薦』や教授名で推薦を受ける『教授推薦』制度も利用できます。

また、1年次から本学に寄せられる多くの求人情報データの閲覧が可能です。学籍番号・パスワードを用いて、本学ホームページから「SAIKONAVI」にアクセスすることで、学内はもとより自宅のパソコンやスマートホン等からも簡単に求人情報を検索できます。同ナビ上で、就職活動準備講座等の申込みもできます。

尚、学生の就職関連の手続き及びキャリア支援センター・就職課の事務処理などは、次の就職斡旋細則に基づいて行われます。

就職活動においてわからないことがあれば、キャリア支援センター・就職課にご相談ください。

2. 就職斡旋細則

1. 本学は職業安定法第33条の2に基づいて、本学学生の就職斡旋を行う。

(1) 本学において就職斡旋を希望する学生（以下希望者という）は、本細則を遵守しなければならない。

(2) 卒業生及び中退者についても、本細則を準用する。

2. 就職希望者（自営、縁故、自由応募を含む）は、所定の登録をしなければならない。

3. 求人先に対する推薦及び斡旋手続は、原則として、同一時期一箇所とする。

4. 推薦を受けた希望者は、求人先の選考試験を必ず受験しなければならない。

もし、正当な理由で受験できない場合は、事前にその旨をキャリア支援センター・就職課及び求人先に届けなければならない。尚、選考試験通知、採否（内定）通知などは、直ちにキャリア支援センター・就職課に届出なければならない。

5. 推薦を受け、最初に採用内定のあったところをもって就職先と決定する。

従って、他に応募中のところがあればその応募を辞退し、その後は就職の斡旋は受けない。

6. 就職に関する連絡は、学内掲示板またはSAIKONAVI内のお知らせやメール配信にて行う。

7. 就職希望者は、この細則並びに就職についての注意事項を遵守しなければならない。

就職に関して好ましくぬ行為のあった場合及び注意事項に反した場合は就職斡旋を取消し、または中止する場合がある。